

目次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・・・・・・	p. 7

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

桜美林大学教育探究科学群教育探究学類（以下「本学群」という。）（入学定員 150 人、収容定員 600 人）を令和 5 年度から設置する（令和 4 年度 4 月設置届出予定）。また併せて、今回の変更とともに、既設の教育組織であるリベラルアーツ学群において、入学定員 50 人、収容定員 200 人を減員し、これを本学群に移行する。結果として、入学定員 100 人、収容定員 400 人の増員となり、令和 5 年度の本学群開設時点における大学全体の入学定員は 2,620 人、完成年度である令和 8 年度の時点における収容定員は 10,480 人となる。

学群・学類	現行			変更後		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
リベラルアーツ学群	950 人	—	3,800 人	<u>900 人</u>	—	<u>3,600 人</u>
芸術文化学群	400 人	—	1,600 人	400 人	—	1,600 人
ビジネスマネジメント学群						
ビジネスマネジメント学類	400 人	—	1,600 人	400 人	—	1,600 人
アビエーションマネジメント学類	80 人	—	320 人	80 人	—	320 人
健康福祉学群	300 人	—	1,200 人	300 人	—	1,200 人
グローバル・コミュニケーション学群						
グローバル・コミュニケーション学類	250 人	—	1,000 人	250 人	—	1,000 人
航空・マネジメント学群						
航空・マネジメント学類	140 人	—	560 人	140 人	—	560 人
教育探究科学群						
航空・マネジメント学類				<u>150 人</u>	<u>—</u>	<u>600 人</u>
合計	<u>2,520 人</u>	—	<u>10,080 人</u>	<u>2,620 人</u>	—	<u>10,480 人</u>

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

1 収容定員変更の必要性が生じた社会的背景

平成 28 年 1 月に閣議決定された「科学技術基本計画（第 5 次科学技術基本計画）」は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を Society5.0 とし、我が国が目指すべき未来社会の姿を提唱した。こうしたトレンドは、あらゆるところに反映されており、例えば、内閣府の刊行する「日本経済 2016-2017」（平成 29 年、井野）は、少子高齢化と人口減少が進行する中、日本経済が成長率を高めるためには、イノベーションを促し、一人ひとりの労働生産性を高めていく必要があるとし、ビッグデータや人工知能（AI）、ロボット等に代表される第 4 次産業革命と呼ばれる産業や技術革新を取り込む必要性を指摘している（P. 72）。また、平成 29 年に閣議決定された「未来投資戦略 2017」では、Society5.0 へ向けた課題の 1 つとして、教育・人材力の抜本強化を挙げ、第 4 次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から、「ヒト（人材）」と「データ」に移っていくため、人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要であると述べている（P. 90）。わが国はグローバル環境下における競争環境の激化に加え、超少子高齢化と人口減少社会化、さらに平成 31 年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行等、様々な困難に直面をしており、人材育成を基軸とする抜本的な構造改革が求められているのは明らかである。

しかしながら、このように人材育成やデータ活用が声高に叫ばれる一方で、文部科学省の発行する「科学技術白書」においては、これからの社会の発展において、より人間的なアプローチの必要性も合わせて強調されていることに注目する必要がある。令和 2 年版科学技術白書において、文部科学省科学技術・学術政策研究所より「2040 年の未来予測—科学技術が広げる未来社会（以下、2040 年の未来予測）」が提示されている。これは、科学技術や社会のトレンド把握（スキニング法）、社会の未来像検討（ビジョニング法）、科学技術の未来像検討（デルファイ法）、科学技術の発展による社会の未来像検討（シナリオ法）の 4 手法を組み合わせ、様々な情報源からの情報収集やステークホルダーに対する調査やワークショップ等により実施されたものである。その成果の一部である「基本シナリオ」では、Humanity「変わりゆく生き方」、Inclusion「誰一人取り残さない」、Sustainability「持続可能な日本」、Curiosity「不滅の好奇心」の 4 つの価値を示し、そのうえで 2040 年に目指す社会は「人間性の再興・再考による柔軟な社会」であると提示されている。Society5.0 の社会に相応しい者を育成していく中で、人間らしさや幸福、コミュニティの価値の向上、異なる特徴を持つ人々が個々の特徴を理解し、それらがつながることでの進化、資源やエネルギーの持続可能性と市民活動の重視、探究心が求められるとしており、内閣府や産業界等の意見よりも「人間」に焦点が当てられていると理解さ

れる。こうした価値観に基づく教育改革はすでにはじまっており、例えば中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中教審第197号、平成28年12月21日）では、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、試行錯誤や他者との協働の中で新たな価値を生み出すための力を身に付ける必要性を示している。そのうえで、子どもたちが予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合い、その過程を通して自らの可能性を発揮することが、より良い社会と個々人の幸福な人生の基盤になると指摘している。これらの考え方については、令和4年度から高等学校に導入される総合的な探究の時間にも反映されており、我が国の教育政策において重要な価値観になっている。

これらを踏まえた上で、人間は自分らしく生き、社会は多様な人間が緩やかにつながり共生する環境を提供する「人間性の再興・再考による柔軟な社会」の構築に貢献し、その中でよりよく生きていける者の育成を主な教育目的とする教育組織の設置が必要との考えに至った。AIの進歩に見られる飛躍的なテクノロジーの発展と、新型コロナウイルス感染症のような、今後も予測できない問題が生じる社会の中で、人間らしさを尊重し、多様性を理解し、持続可能性を高めていくためには、自らが前向きに学び続け、成長を続けていくための自己変革力とともに、誰一人取り残さないために、自らが他者や社会に良い影響を与える発信力を有する必要がある。このため、教育学を基礎とする教育課程の下で、教育研究を通じて人間を育てていく指向性を強く意識している。

これらの社会的背景及び理由により、個人と社会の持続可能性を高め、多様な人々が個性を活かして生きられる社会の構築に関わる者を育成するため、好奇心や興味関心を主軸とする探究科学を付す学群を新たに設置するに至った。

2 本学の沿革と教育探究科学群の設置に至る経緯、設置する理由・必要性

本学は、大正10年、牧師であり創立者である清水安三により、中国・北京に貧困層の女性に自立した生活を促進することを目的とした崇貞学園を源流にもつ。昭和21年、敗戦により帰国した清水は、「キリスト教精神に基づく国際的人材の育成」を建学の精神とした学校法人桜美林学園（高等女学校、英文専攻科）を創立した。

大学の開学は昭和41年である。文学部英語英米文学科及び中国語中国文学科の1学部2学科体制でスタートした。昭和43年には経済学部経済学科を開設し、昭和47年には同学部に商学科を増設、平成元年には国際学部を開設した。さらに、平成9年には経営政策学部を開設し、平成12年には文学部に言語コミュニケーション学科、健康心理学科、総合文化学科を増設し、4学部8学科の大学へと発展してきた。

その後、本学は大きな転換期を迎える。平成17年度から平成19年度まで3年度間をかけて、日本の私立大学としては初となる「学群制」に舵をきり、全学改組を行った。平成17年度には総合文化学群、平成18年度には健康福祉学群及びビジネスマネジメント学群ビジネスマネジメント学類、平成19年度にはリベラルアーツ学群を開設し、4学群体制とした。

また、平成 20 年度にはビジネスマネジメント学群にアビエーションマネジメント学類を増設、平成 28 年度にはグローバル・コミュニケーション学群、令和 2 年度には航空・マネジメント学群を開設し、現在では 6 学群体制の総合大学へと発展を続けている。

本学では、学士課程において「学部・学科制」から「学群制」に全面移行したことが特徴として挙げることができる。学群制に移行したことで、学科別の縦割りの教育プログラムから機能別に分化した目的別教育プログラムに再編することが可能となった。本学ではこれを「クラスター・カレッジ」と呼んでいる。また、本学ではこれらのカレッジを「リベラルアーツ」と「プロフェッショナルアーツ」に区分し、前者は総合的教養教育を行うリベラルアーツ学群として、後者は幅広い職業人養成及び特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究を行う芸術文化学群、ビジネスマネジメント学群、健康福祉学群、グローバル・コミュニケーション学群、航空・マネジメント学群として、それぞれが幅広くかつユニークな教育・研究を行っていくことができる組織として維持している。

前述の通り、社会は大きな変革期を迎えている。高等学校では令和 4 年度より「総合的な探究の時間」を含むカリキュラムが開始され、令和 7 年度から大学にも入学する。これを受けて、自分らしく生き、社会は多様な人間が緩やかにつながり共生する環境を提供する「人間性の再興・再考による柔軟な社会」の構築に貢献し、その中でよりよく生きていける者の育成を主な教育目的とした学群を設置することとした。この目的を達成するため、教育学の知見を用いた人材養成を行う。国内の教育学分野の学部の多くは教員養成を目的としたものである。しかし、教育学とは、本来的に「教育という営みを対象とした学際的な学問」である。このことから、教育学の知見は、教育業務に携わる者だけでなく、すべての人々のあらゆるライフステージの中で必要なものと捉え、自らの変化と社会や他者の変化に関心を持ち続けるために必要なものである。

また、自身や社会の変化や成長に対し、より前向きになるための探究心と好奇心を育成する重要な要素として、探究科学 (Inquiry Studies) を挙げる。これにより、学修する者たちはテストや課題で良い点を取るといったような「正しくやること」にとらわれることなく、学生がその好奇心を発揮して間違いを恐れることなくねばり強く学習する体験を通じて、2040 年の未来予測に提示される「不滅の好奇心」を身につける。

以上を踏まえた上で、本学群は、我が国の Society5.0 の議論にみられる社会的な人材育成需要へ応えるとともに、2040 年の未来予測において強調される人間性の要素に焦点をあてている。教育に対する理解は学校だけでなく人間の生活のあらゆる場所で生涯にわたって行う営みと捉え、教員養成課程よりも、教育研究に関する教育課程を指向する教育学を基盤にしている。その上で、自身や社会の変化や成長に対し、より前向きになれるための探究心と好奇心を育成し、探究科学の手法をもって、これらを感情だけでなく科学的に表現できるようし、生涯学習や前向きな変化への対応、他者や社会の変化と成長を促進できる者を育成する。これは同時に、これまで教員養成課程を主軸としてきた我が国の高等教育における教育学において、教育学分野の教育研究に関する教育課程を一層充実させることに繋がり、

これとともに我が国の教育学自体の価値をさらに高めていくことにも繋がる全く新しい試みでもある。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

①科目区分の設定及びその理由

科目区分については、本学の基本的な区分に基づき、大区分として教養系科目を中心に構成される「基礎科目」と、教育学並びに探究科学に関する「専攻科目」の2つを設定している。

それぞれの内訳として、「基礎科目」は、大学入学直後の1年次に主に履修する「ガイダンス科目」、学群として独自に指定する「学群指定科目」、語学の学習に特化した「語学技能科目」を有している。また、「基礎科目」の一部は、本学が独自に定める本学全体に共通する教養科目として定める「CORE 7」（外国語、論理とコミュニケーション、情報リテラシー、キリスト教理解、人間・社会、芸術・文化、生命・自然）の要素を全て含んでいる。「専攻科目」については、本学群の対象とする教育学を扱う「教育学科目」と「教育関連諸科学科目」を中心に、ゼミや卒業研究等の探究を用いる学習活動からなる「探究科学科目」で構成し、教育探究科学群の専門性を体現するものとしている。各科目区分の体系性については、「基礎科目」は大半の科目が1年次に履修をする科目としており、基礎を踏まえた上で主に2年次以降の「専門科目」を履修し、本学群における体系的な学びを実現できるよう設計している。

②各科目区分の科目構成とその理由

「基礎科目」の科目区分は「ガイダンス科目」、「学群指定科目」、「語学技能科目」からなり、本学学生として卒業認定や学位授与の方針に則った学修成果をあげるための基礎的な知識や技能を習得する科目で構成している。

「ガイダンス科目」においては、「教育学入門」や「生涯学習入門」、「社会教育入門」、「基礎ゼミナールⅠ～Ⅳ」等、本学群における入門に相当する授業科目を配置し、2年次以降から始まる専門的な科目の履修に備える構成としている。

「学群指定科目」は、建学の精神に関する「建学の精神と自己形成」や、Society5.0の社会を迎えるにあたり必須となる「ICTの活用」や「メディアの活用」、さらには自らのキャリアについて理解を深める「自己探求とキャリア形成」等を用意し、いずれも1年次に実施する授業科目としている。なお、「自己探求とキャリア形成」については、自らの興味関心からキャリアを考える科目であることから、あえて「探し求める」を意味する「探求」を称している。

「語学技能科目」は「英語Ⅰ・Ⅱ」からなり、本学の建学の精神であるキリスト教主義の精神に基づき、語学を身につけた国際人の育成を実現するため、基礎科目の一部として配置している。

「専攻科目」の科目区分は、「教育学科目」、「教育関連諸科学科目」、「探究科学科目」の

3つの区分で構成している。

「教育学科目」は、「教育哲学」や「教育史」等の教育学の専門的な授業科目をはじめ、教育社会学、教育心理学、教育工学に関する授業科目を設定している。また、本学群の学びのコンセプトである「教えて、学ぶ」を理解し、実践する「ピア・ラーニング実践研究」等の科目や、社会教育士や社会調査士の資格取得に関わる授業科目についても含んでいる。

「教育関連諸科学科目」では、教育学のさらなる理解や探究科学の対象を明確にする観点から、「共生社会」をはじめ、「持続可能な開発のための教育論」、「環境教育」、「開発教育」、「カリキュラム開発」、「複言語学」等の授業科目を配置している。すべての授業科目を選択科目として設定しているため、学生は自らの興味関心に基づき、「教育関連諸科学科目」の授業科目を履修していくことができる仕組みとしている。また、21科目のうちの10科目程度は1単位科目とすることにより、深い学びではなく、むしろ広く問題を認識し、その中で自らの興味関心を明確にできるよう設計している。

「探究科学科目」は、探究手法を用いた学びを展開する科目で構成し、ゼミナールや卒業研究をはじめ、国内外のフィールドワーク、学群における学びの質を保障する「キャップストーン」等の授業科目で構成している。また、基礎科目において展開する「自己探求とキャリア形成」をより発展的に行い、自らのキャリアを俯瞰しつつより深く検討していく科目も含んでいる。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

(1) 授業の方法、学生数、配当年次

「基礎科目」及び「専攻科目」において、専門的な内容を学修する際は、主として講義形式を採用している。ゼミナールや教育方法の技術や態度の習得を企図した実践的な授業科目、調査演習やデータ分析に関する授業科目等については演習形式で行い、国内外での「教えて、学ぶ」の実践等のフィールドワークは実験・実習形式と定めている。

各形式の学生数の設定については、講義形式の科目は50人～150人程度、演習形式は15人～50人程度、実験・実習形式は1グループの人数を3人～6人程度とすることで、適切な学習効果を出すことを可能としている。1科目当たりの学生数が大きいクラスについては、大学内に設定している学生の教育活動を支援する組織による学習活動の支援に加え、大学生及び大学院生のTA（ティーチング・アシスタント）を積極的に配置し、学習効果の向上と「教えて学ぶ」の実践の両立を可能にしている。また、教育方法は教室内における対面授業を中心にしつつも、適宜オンラインの双方向型授業やオンデマンドによる授業も用いるとともに、LMSのMoodleを併用することによって、Society5.0の社会に相応しい教育方法を採用している。

また、本学群の教育課程の約60%は必修科目で構成しており、履修順序を明確に設定している。1年次は、教育探究科学群における学びを継続し続けられる基盤を作るため、学

生は履修する授業科目の選択はほとんどできず、「基礎科目」のみを履修する仕組みとしている。

2年次から「専攻科目」に属する「教育学科目」、「教育関連諸科学科目」、「探究科学科目」の履修が始まり、社会教育士や社会調査士の取得に関わる授業科目の履修もできるようになる。また、2年次夏頃には、国内外を問わず、学外にて「教えて、学ぶ」を実践する授業科目「社会文化研究」を実施し、2年次の学年末には「キャップストーン」によりこれまでの2年間の学修において、修得すべき事柄を理解しされているかを試し、3年次以降の、より高度で専門的な学びに備えられるように教育を施していく。

3年次では、これまでに学修してきたことを前提として、より高度な専攻科目の履修を進めていく期間となる。また、ピア・ティーチングやゼミナール等の中で、学生自身が教員から教わり、学ぶという部分だけでなく、その学生が今度は下級生に教える、そしてそこから学ぶことを識るということも専門性を伴って実践していく。自らの好奇心や興味関心とともに総合的にキャリアを考える授業科目「自己探求とキャリア形成」では、遠い未来をイメージしつつ、卒業後の進路を見据えていくための授業内容を展開する。

学士課程の最終学年となる4年次では、探究する力を明確にするため、「卒業研究」に加えゼミナールに注力することになるが、同時に「教えて、学ぶ」の力を確かなものとするため、ピア・ティーチングに関する授業科目も履修する。これは、コンセプトである「教えて、学ぶ」のさらなる実践に加え、下級生に対して学群でのこれまでの学びを示す重要な機会と位置付け、かつ総括するものである。

(2) 学修に係る諸制度

本学群においても原則として、本学が従前より全学的に共通して導入している制度である、専任教員による「アドバイザー制」による履修指導、「GPA制度」、「CAP制」、「早期卒業制度」、「科目ナンバリング制度」等を活用し、学生の学修の充実を図る。さらに、本学群では、本学として初めてとなる、本学学則第23条第2項に規定する、セメスター制度をさらに前後半に分けて授業を行う制度を導入する。この制度により、授業を短い期間内に集中して実施することができ、学習効果をさらに高めることを可能としている。

(ウ) 教員組織の変更内容

(1) 教育組織の編成の考え方

教員組織の編成において、今回の教育探究科学群の設置に伴い、専任教員を11人配置する。職位の内訳は、教授5人、准教授3人、助教3人である。この専任教員数は、大学設置基準第13条別表第Iの学部の種類「教育学・保育学関係」に規定される必要専任教員数10人を満たしている。

年齢構成については、完成年度において、70歳代3人、60歳代1人、50歳代2人、40歳代4人、30歳代1人となる。完成年度までに定年退職を迎える3人の専任教員について

は、定年退職後に特別任用教員として改めて任用手続きを行い、専任教員の枠で完成年度まで担当することとしている。本学専任教員の定年は70歳であるが、この手続きについては、「桜美林大学特別任用教員規程」第3条第3項（資料1）に規定する「特任教員は常務理事会が特段の事由があると認めた場合を除き」の条文を適用し、理事会において、「教育学分野において卓越した経歴及び業績を有しており、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有していると認められ、余人をもって代えがたい」との判断に基づき、定年退職後も3人を特別任用教員として完成年度を経るまで雇用する（資料2）。これら3人の後任は現在打診をしているところである。なお、必要専任教員数等によらず、教育課程の構成上、一層の充実に資するものと認められる場合には、必要に応じて補充することとしている。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

（1）校地、運動場の整備計画

本学群を設置するプラネット淵野辺キャンパス（PFC）・町田キャンパスは、現在197,685.04 m²の校地面積を有している。既存の学群と共用することとなるが、本学群の新設に伴う収容定員増を踏まえても、大学設置基準上の条件を充分満たしている。

本学では学園中期目標に沿い、質量面でのキャンパスの高度化、並びに情報システム高度化を目指す取組を行っている。学生及び教員が安全で快適な環境の中で授業を受け、課外活動に取り組み、また教育研究に勤しむことができる環境こそが相応しいと考え、キャンパスの整備を進めている。

安心安全の確保については、防犯、防災面について定められた法規に従い整備することはもとより、老朽化した空調機器、エレベーター、エスカレーター、防犯カメラ等の更新、校舎の防水、壁面補修等を計画的に実施している。また、障害のある学生との定期的な意見交換を通して、学内各所のバリアフリー化や教室内整備・備品の最適化を常に図っている。

環境面では、エコ・キャンパスの実現に取り組んでいる。具体的にはトイレ改修（エコ・トイレ化）やLED照明の導入推進、ゴミ等廃棄物の分別推進・削減等を行う事でCO2排出抑制のため省エネに努め、省エネに関する啓蒙活動にも取り組む等、引き続き目標を定めて活動を実施する。

情報環境の整備・充実については、情報システムの安定稼働を図りつつ、最新の技術環境に合わせた情報環境の整備・拡充を継続して行う。

なお、今回の許可申請に伴い、現時点で決定している整備計画は、空調機器の新機種への更新、エレベーター及びエスカレーター等昇降整備の更新、教室のAV設備機器更新工事等である。

運動場については、60,289.34 m²を有し、本学群の新設に伴う利用者増にも十分に対応が

可能である。総合運動場、野球場、テニスコート、アーチェリー場、弓道場、ゴルフ練習場等が整備され、授業や課外活動及びスポーツフェア等のイベントに使用する。平成 25 年度には多目的グラウンドの人工芝生化を完了し、利用の活性化を促す等、一層の整備の充実を図っている。

学生の休息する空間については、多数の主要校舎の 1 階部分を飲食や歓談、休息、自学自習の拠点として利用できるラウンジとして整備している。このラウンジは授業や課外活動での活動成果を報告、発表する展示スペースとしても活用できるよう設計を行っている。屋外広場や共用廊下等の空いた空間にはベンチやテーブルを多数設置しており、また花壇・植樹等による緑化も進めている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学群で使用する講義室、演習室等については、専門の施設を持たず既存の他学群、研究科と共通で使用する計画であるが、授業科目の登録者数や講義形態を確認しながら他と重複することのないよう、教室の割り当てを適切に行うことで定員に応じた教室数を確保し、教育研究に支障のないように配慮する。

町田キャンパスには、講義室 127 室、演習室 12 室、実験実習室 21 室、情報処理学修施設 14 室、語学学習施設 13 室を整備しており、ほぼ全てに高画質プロジェクター、ブルーレイ/DVD プレーヤー等の最新の教卓集中管理型の AV 整備を整えている。しかし、情報環境は時代とともに常にバージョンアップする事が求められている。

本学群の教育課程を実施するにあたっては、開設までに次のような整備を実施する。

メインとなる建物における教室の AV 設備更新、学生自習用 PC のソフトウェア更新、コンピューター教室の PC ソフトウェア更新、小教室から大教室及び中教室への改修、オフィスの整備・拡充等である。なお、本学群の特徴である学生同士で「教えて、学ぶ」ピア・ラーニング科目を展開できる講義室の整備を検討している。

資料目次

資料番号	資料名
資料 1	桜美林大学特別任用教員規程
資料 2	2021(令和3)年度第6回定例理事会議事録(抄)
添付資料	教育課程等の概要(教育探究科学群教育探究科学類)

桜美林大学特別任用教員規程

平成 29 年 3 月 23 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、桜美林大学（以下「本学」という。）における特別任用教員（以下「特任教員」という。）の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特任教員の定義)

第 2 条 本学において特任教員とは、学校法人桜美林学園就業規則（昭和 25 年 4 月 1 日制定）第 2 条第 1 項に規定する教育職員とし、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 専攻分野について、知識・経験又は教育上の能力を有し、教育業務を主な職務として任用された者
- (2) 本学が定め又は参画する特定の計画を遂行するために任用された者
- (3) 他大学等との交流協定等に基づき任用された者
- (4) その他学長が前各号に準ずると認めた者

2 特任教員の称号は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教のいずれかとする。

(任期等)

第 3 条 特任教員が桜美林大学の任期を定めた教員の任用に関する運用細則（平成 25 年 1 月 17 日制定）第 2 条各号のいずれかに該当するときは、任期を定めて任用することができる。

2 前項の規定が適用される特任教員の任期及び再任用の手続き等は、桜美林大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程（平成 15 年 11 月 10 日制定）を準用する。ただし、業績審査事項については、特任教員の職務内容に応じ、学長が定める。

3 特任教員は、常務理事会が特段の事由があると認めた場合を除き、満 70 歳に達する年度末の日を超えて任用することはできない。

(任用の審査等)

第 4 条 特任教員の任用の審査は、学長の諮問に基づき教育組織又は研究所等の研究組織が行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長又は理事長が特に必要と認めるときは、教育組織又は研究所等の研究組織の審査を省略することができる。

3 学長又は理事長は前二項の手続きを経て、特任教員の任用を常務理事会に推薦することができる。

(任命)

第5条 任用の推薦を受けた者については、学長、理事長及び常務理事会の承認を経て、理事長が任命する。

(所属)

第6条 特任教員の所属は、教育組織又は研究所等の研究組織とする。

(処遇)

第7条 特任教員の処遇については、別に定める。

(規程に定めのない事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、常務理事会が定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2021（令和 3）年度 学校法人桜美林学園 第 6 回定例理事会議事録（抄）

日 時 : 2022（令和 4 年）年 3 月 5 日（土） 14 時 00 分～16 時 50 分
 場 所 : 桜美林大学 崇貞館 会議室 H(6 階)
 招 集 者 : 小池一夫理事長
 理事定数 : 9 人
 理事総数 : 9 人
 出 席 者 : 小池一夫 濱健男 小林至 西原廉太（ZOOM で出席） 合田隆史（ZOOM で出席）
 白井均 畑山浩昭 大越孝 田中義郎 (以上 9 人)
 欠 席 者 : なし
 監事出席者 : 南雲智 菅野智巳 (以上 2 人)
 監事欠席者 : なし
 議事録署名人 : 小池一夫 白井均 小林至 (以上 3 人)
 陪 席 者 : 志村望幼稚園長 後藤彰寛法人本部長 和田満総務部長・総合企画部長
 浜田忠男キャリア開発センター部長（ZOOM で陪席） 木村洋一施設管理部長
 高原幸治（ZOOM で陪席） 小笠原光洋経理部長代理
 梅本勝敏学長室長（ZOOM で陪席） 北村信経理課長（ZOOM で陪席）
 大和田直財務管理課長（ZOOM で陪席） 瀧本隆二経営企画課長（ZOOM で陪席）
 (以上 11 人)
 事 務 局 : 石川将史総務課長 大谷亜紀総務課長代理 本田めぐみ総務課係長 (以上 3 人)
 議 長 : 小池一夫理事長
 書 記 : 石川将史総務課長

[議 題]

I. 審議事項

1. ～ 2. (省略)
3. 教育探究科学群の設置について（資料 C-1～8） 畑山浩昭大学長
4. ～ 6. (省略)

II. ～ III. (省略)

定刻となり、後藤彰寛法人本部長から「理事総数 9 人のうち、全員が出席しているため、当該理事会は寄附行為第 13 条第 8 項の規定により成立する」旨の報告があった。続いて、西原廉太理事による開会礼拝の後、小池一夫理事長より開会の挨拶があり、議事に入った。

○2021 年度臨時理事会（2022 年 2 月 17 日開催）議事録案確認：

修正等の箇所はなく、議事録案は全員異議なく承認された。

[議事の経過と結果]

I. 審議事項

1. ～ 2. (省略)

3. 教育探究科学群の設置について（資料C-1～8）

畑山浩昭大学長

教育探究科学群（以下、新学群という。）の設置等について、ご審議願いたい。2021年10月に文部科学省（以下、文科省という。）に新学群の事前相談を行った。この事前相談とは、学群の設置を前提として、設置認可であるところを例外事項として届出で設置しても良いかどうか、専門委員会に諮るものである。その結果、届出による設置が可能との回答であった。併せて、「卒業後の進路として想定されている、「教育行政職」及び「学校経営」と教育課程との関係性が必ずしも明確でないことから、明確にした上で届出すること」との附帯事項が寄せられた。これを受けて、文科省に収容定員の変更に係る学則変更認可申請及び学部等の設置届を提出するため、準備を進めてきた。この申請に係る書類が整ったため、本日も報告するとともに当該申請を行うことについてお認めいただきたい。

なお、文科省からは、学部等の設置を構想している段階から、「構想中」であることを明記して広報活動を行うことは認められているため、これに準じて行っていることを申し添える。若手教職員を中心としたプロジェクトチームを作り、本件の対応を進めてきた。これまで理事会及び様々な会議体でいただいた貴重なご意見は、当該チームに随時報告している。その報告を受け、当該チームが申請書類等を推敲してきた。現在普通科を探究科に変更する高校も増えており、新学群についてもすでに高校から高い関心が寄せられている。また、企業等においてもSTEAM人材の育成等、人材育成の強化が進められている。新学群は、このような高校と企業とのハブとしての役割を担うことも期待できる。また、新学群は教育学に基づいた多様な知見を備えた人材の輩出を目指している。これは将来的に本学の国際、経営等様々な分野にもメリットをもたらすものと考えられる。新学群の概要等については梅本学長室長より説明させていただく。

○以下、梅本学長室長より配付資料に基づき説明があった。主な概要は下記のとおりである。

【教育探究科学群の設置について 概要】

(1) 申請（収容定員の増加及び設置の届出）の内容

2023年度より、「教育探究科学群 教育探究科学類」を開設するため、下記のとおり、「大学全体の収容定員の変更に係る学則変更認可申請（収容定員増）」及び「学群の設置の届出」等を行う。

<申請及び届出の時期（予定）>

- ・「収容定員関係学則変更認可申請書」提出

2022年3月下旬

- ・「学群設置届出書」提出

2022年4月下旬

- ・「寄附行為変更届出書」提出

文部科学省ウェブサイトにて、設置届出の受理について掲載された後、評議員会の意見聴取及び理事会の議を経て提出

- ・「登記事項変更登記届出」提出

2023年4月上旬

(2) 入学定員及び収容定員

- ・入学定員：150人（入学定員増100人） 収容定員：600人（収容定員増400人）

リベラルアーツ学群から入学定員50人減じて移行。2023年からのリベラルアーツ学群の入学定員は900人、収容定員は3,600人となる。

※大学全体（大学院除く）での収容定員：10,480人（収容定員増400人）

(3) 学納金

- ・ 1年次：1,430 千円
- ・ 2年次：1,330 千円
- ・ 3年次：1,330 千円
- ・ 4年次：1,330 千円

(4) 目的

- ・ 教育探究科学群は、教育学の豊かな知見に基づき、人間的かつ社会的な諸課題を学術的探究方法によって解決できる知識及び技能を修得し、人や組織の成長のためにリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

(5) 専任教員数

- ・ 教授 5人 准教授 3 助教 3人
(合計 11人)

(白 井) 本日、この場で何について承認を求めているのか確認したい。

(畑 山) 文科省に教育探究科学群の設置に必要な収容定員の変更に係る学則変更認可申請及び学部等の設置届を提出することについて、ご承認いただきたい。

(白 井) 2点申し上げたい。1点目はガバナンスについてである。9月22日に開催した定例理事会で承認したことは、文科省に事前相談に行くことまでと認識している。そのため、2022年1月の新聞に新学群の広告が突然掲載されたことについては未だに腑に落ちていない。そのことは申し上げておきたい。もう1点は新学群の内容についてである。文科省への提出書類の「設置の趣旨及び必要性」には、近年は人材育成やデータ活用が声高に叫ばれているがそれだけでは不十分で、ヒューマニティ、インクルージョン、サステナビリティの価値が重要としている。これらは世界中が認める普遍的な価値であろうが、肝心のどうしたらそれらの価値に到達できるかという手段やプロセスに関する説明が明確ではない。学生募集活動を行うにあたっては、それについて明確な説明が必要ではないか。新学群には教職課程を置かないとすれば、学生が卒業後、行政、企業、NPO法人等に就職した後、何を強みに活躍できるのかを示すことが不可欠である。一つのヒントとなるのは、「設置の趣旨等を記載した書類」の中に「探究科学について、学習、調査、評価、理解、質問の仕方等こそが、将来にわたって役に立つ学習を通じて獲得すべきライフスキルであるとしている」と記載されているが、これらはシンクタンクの仕事のプロセスである。長い間シンクタンクで一通りの仕事を経験してきたが、シンクタンクの仕事は、膨大な資料とデータの上に立って、ロジカルシンキングとデータサイエンスを駆使して、各分野の専門家と議論する。その際は相手の立場を踏まえながらいかに有用な知識や知見を引き出し、問題の核心を見極め、予断を持たずに真実を追究するプロセスとスキルが大変重要となる。人類にとって普遍的な価値は何かを考えるだけでなく、どのようにしてそこに到達するのか、というプロセスが大切である。それらが身につくのであれば、学生と企業両方に向けて新学群の訴求ポイントの一つにできるのではないか。

(畑 山) 事前相談については、構想段階で設置等を構想中ということを広報することが許可されていることも含めて説明したが、学群の新設等の手続きは複雑なため、より丁寧な説明を心がけたい。人材育成及び教育内容等におけるご指摘の点については、新学群の設置の許可をいただいた後、具体を詰めていきたい。

(田 中) 基本計画書の教員組織の年齢構成において、「完成年度までに定年退職を迎える3人の

専任教員については、定年退職後に特別任用教員として専任教員の枠で完成年度までに担当することとしている」と記載されているが、当該教員の定年延長を認めるということか。特に、これまでの学内申し合わせを踏まえて、当該学群役職者任期については定年退職年齢を超えない範囲にとどめられるべきである。

- (畑 山) 定年の延長ではなく、当該教員にはあくまで定年退職していただき、その後、特別任用教員として専任教員の枠で授業を担当いただく予定である。大学院の国際学術研究科を設置した際も同様のことがあり、今回と同じ手続きを行った。
- (白 井) Society 5.0 の策定に携わってきたが、Society 5.0 ではこれまで人類が長いあいだ効率化のために利用してきたデジタル及び IT を今後は新たな価値創造のために活用すべきということを明確に提示している。それだけでは不十分と張り合う覚悟なら、募集要項等で具体的に何が必要かを示さないと批判しているだけに見える。そもそも Society5.0 と張り合う必要はなくて、包含して価値創造の可能性を広げていくべきと考える。
- (畑 山) 検討させていただく。これまでも同様のご意見をいただくことがあった。引き続き、よりよい学群となるようぜひご指導いただきたい。
- (小 池) 他にご意見なければ、文科省に新学群の設置に必要な収容定員の変更に係る学則変更認可申請及び学部等の設置届を提出することについて、お認めいただけるか。本日の意見を踏まえて可能な限り提出書類を調整させていただく。併せて、その調整については、理事長及び学長に一任することをお認めいただきたい。
- (一 同) 異議なし。
- (小 池) 本件が承認された場合は、適宜寄附行為及び登記事項の変更について対応を進める予定である。引き続き、ご協力をお願いしたい。

◎以上の説明と質疑応答の後、教育探究科学群の設置に必要な収容定員の変更に係る学則変更認可申請及び学部等の設置届を提出することについて、承認された。

4. ～ 6. (省略)

II. ～ III. (省略)

- ◎ 2021 年度第 5 回定例理事会 (予定)
日時 2022 年 1 月 22 日 (土) 14 時
会場 桜美林大学 新宿キャンパス 5 階 大会議室

以上をもってすべての議事を終了し、大越理事の挨拶を経て議長は閉会を宣言した。

以上の議事録が正確であることを明確にするため、議長及び議事録署名人がこれに署名捺印する。

2022（令和4）年3月5日（土）

学校法人桜美林学園第6回定例理事会

議長 理事長 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

議事録署名人 _____ ⑩

この議事録（抄）は原本と相違ありません。

学校法人桜美林学園
理事長 小池 一夫

教育課程等の概要														
(教育探究科学群教育探究科学類)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基礎科目	教育探究の世界	1①	2			○				1				
	教育学入門	1①	2			○						2		オムニバス
	生涯学習入門（生涯学習概論A）	1①	2			○			1					
	基礎ゼミナールⅠ	1①	1				○		2	2		1		兼2
	ピア・ラーニング入門Ⅰ	1②	1				○	○		1		1		
	社会文化学習	1②	1				○	○	1					
	基礎ゼミナールⅡ	1②	1				○	○	2	2		1		兼1
	社会教育入門（生涯学習概論B）	1③	2			○								
	教育調査の基礎	1③	2			○			1					
	教育社会学	1③	2			○			1					
	基礎ゼミナールⅢ	1③	1				○		2	1		2		
	教育心理学	1④	2			○			1					
	教育調査の方法	1④	2			○			1					
	社会文化演習	1④	1					○				1		
	基礎ゼミナールⅣ	1④	1					○	2	1		2		
小計（15科目）	—	—	23	0	0	—	—	—	5	3	0	3	0	兼3
学群指定科目	I C Tの活用	1①	2					○						兼2
	パーソナリティと適応	1②	2			○			1					兼2
	メディアの活用	1②	2					○						兼2
	建学の精神と自己形成	1②	2			○						1		兼1
	自己探求とキャリア形成Ⅰ	1③	1			○								兼1
	自己探求とキャリア形成Ⅱ	1④	1			○								兼1
小計（6科目）	—	—	10	0	0	—	—	—	1	0	0	1	0	兼3
語学技能科目	英語ⅠA	1①	1			○			1	1				兼2
	英語ⅠB	1②	1			○			1	1				兼2
	英語ⅠC	1③	1			○			1	1				兼2
	英語ⅠD	1④	1			○			1	1				兼2
	英語ⅡA	2①	1			○			1	1				兼2
	英語ⅡB	2②	1			○			1	1				兼2
小計（6科目）	—	—	6	0	0	—	—	—	1	1	0	0	0	兼2
専攻科目	ピア・ラーニング入門Ⅱ	1③	1					○			1		1	兼2
	ピア・ラーニング実践研究Ⅰ	1④	1					○			1		1	兼2
	子ども学	2①		2		○					1			
	生涯学習支援論Ⅰ	2①		2		○					1			
	ピア・ラーニング実践研究Ⅱ	2①		1				○			1		1	兼2
	生涯学習支援論Ⅱ	2②		2		○			1					
	教育制度（学校教育）	2③	2			○								兼1
	教科外教育	2③		1		○								兼1
	教育統計法Ⅰ	2③		2				○				2		兼1
	教育工学入門	2③	2			○								兼1
	教育統計法Ⅱ	2④		2				○				2		兼1
	教育認知科学	2④		2		○			1					
	教育方法学	3①	2			○			1					
社会教育経営論Ⅰ	3①		2		○				1					
高等教育学	3①		2		○			1						
教育評価	3②		2		○						1			

(教育探究科学群教育探究科学類)

科目 区分	授業科目の名称	配当次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手			
教育 学 科 目	社会教育経営論Ⅱ	3②		2		○			1							
	ピア・ティーチング入門Ⅰ	3②	1					○		1			1			兼2 兼1
	質的調査法	3②		2				○			1					
	教育行動科学	3②		2			○		1							
	教育史	3③		2			○									兼1
	社会教育実習	3③		2						1						
	ピア・ティーチング入門Ⅱ	3③	1					○		1			1			兼2 兼1
	教育調査演習A	3③		2				○					2			兼1
	教育組織論	3③		2			○									兼1
	比較教育論	3③		2			○			1						
	教育哲学	3④		2			○						1			
	社会教育課題研究	3④		2					○	1						
	ピア・ティーチング実践研究Ⅰ	3④	1						○		1			1		兼2
	教育調査演習B	3④		2					○					2		兼1
	研究倫理	3④		2			○							1		
	ピア・ティーチング実践研究Ⅱ	4①		1					○					1		兼2
小計 (32科目)	—	—	11	45	0	—	—	—	4	3	0	3	0		兼7	
専 攻 科 目	教育 関 連 諸 科 学 科 目															
	日本の中の異文化	2①		1			○			1						兼1
	発達心理学	2①		2			○			1						
	所得格差	2①		1			○						1			兼1
	ジェンダー論	2①		1			○									兼1
	子どもの権利	2②		1			○									兼1
	社会心理学	2②		2			○									兼1
	階層格差	2②		1			○						1			
	サステイナビリティ学	2②		1			○									兼1
	環境教育	2③		1			○									兼1
	オルタナティブ教育	2③		1			○									兼1
	科学と社会	2④		1			○									兼1
	社会問題	2④		1			○									兼1
	開発教育	2④		2			○				1					
	複言語学	3①		2			○			1						
	集団心理学	3①		2			○									兼1
データリテラシー	3①		2					○							兼1	
異文化理解	3②		2			○				1						
教育文化論	3②		2			○						1				
カリキュラム開発	3③		2			○				1						
科学コミュニケーション論	3④		2			○									兼1	
共生社会	3④		1			○									兼1	
小計 (21科目)	—	—	0	31	0	—	—	—	2	3	0	2	0		兼8	
探 究 科 学 科 目	基礎ゼミナールⅤ	2①	1					○		2	1		2			
	社会文化研究A	2②		2							1					
	社会文化研究B	2②		2							1					
	基礎ゼミナールⅥ	2②	1					○		2	1		2			
	自己探求とキャリア形成Ⅲ	2③	1				○									兼1
	基礎ゼミナールⅦ	2③	1					○		2	2		1			
	自己探求とキャリア形成Ⅳ	2④	1				○									兼1
	基礎ゼミナールⅧ	2④	1					○		2	2		1			
	キャップストーン	2④	2					○			1					
	自己探求とキャリア形成Ⅴ	3①	1					○								兼1
専攻演習Ⅰ	3①	1					○		5	3		3				
自己探求とキャリア形成Ⅵ	3②	1					○								兼1	

(教育探究科学群教育探究科学類)

科目区分	授業科目の名称	配当次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専攻科目	専攻演習Ⅱ	3②	1				○		5	3		3		兼1 兼1 兼3
	自己探求とキャリア形成Ⅶ	3③	1			○								
	専攻演習Ⅲ	3③	1				○		5	3		3		
	自己探求とキャリア形成Ⅷ	3④	1			○								
	専攻演習Ⅳ	3④	1				○		5	3		3		
	リサーチゼミⅠ	4①	1				○		5	3		3		
	リサーチゼミⅡ	4②	1				○		5	3		3		
	リサーチゼミⅢ	4③	1				○		5	3		3		
	リサーチゼミⅣ	4④	1				○		5	3		3		
	卒業研究	4④	4					○	5	3		3		
	小計 (22科目)	—	24	4	0		—		5	3	0	3	0	
合計 (102科目)		—	74	80	0		—		5	3	0	3	0	兼23
学位又は称号	学士 (教育学)		学位又は学科の分野			教育学・保育学関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
以下の要領①～④を満たし、124単位以上を修得すること。 ①基礎科目から必修科目39単位をすべて修得すること。 ②教育学科目から必修科目11単位すべてを含め、18単位以上修得すること。 ③教育関連諸科学科目から8単位以上を修得すること。 ④探究科学科目から必修科目24単位をすべて修得すること。 ⑤通算GPA1.5以上であること。 履修科目の登録上限：10単位 (学期)						1学年の学期区分			4学期					
						1学期の授業期間			7週					
						1時限の授業時間			100分					

(注)

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科 (学位の種類及び分野の変更等に関する基準 (平成十五年文部科学省告示第三十九号) 別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。) についても作成すること。
- 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。